

令和 6 年 4 月 1 日  
市 長 決 裁

## 稲城市重層的支援体制整備事業実施要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 106 条の 4 第 1 項の規定に基づき、複雑化・複合化する地域生活課題を抱える者及びその者の属する世帯（以下「支援対象者等」という。）に対し、支援に従事する者その他の関係者（以下「支援関係機関等」という。）との連携等により適切な支援を図るために実施する重層的支援体制整備事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は、稲城市とする。ただし、事業の実施に当たっては、その全部又は一部を社会福祉法人等に委託することができるものとする。

### (事業内容)

第 3 条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 包括的相談支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号に規定する事業をいう。）
- (2) 参加支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号に規定する事業をいう。）
- (3) 地域づくり事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号に規定する事業をいう。）
- (4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号に規定する事業をいう。）
- (5) 多機関協働事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号に規定する事業をいう。）
- (6) 支援プランの策定（法第 106 条の 4 第 2 項第 6 号に規定する事業をいう。）
- (7) その他市長が必要と認めるもの

### (実施方法)

第 4 条 事業の実施に当たっては、関連する法令及び国が示す手引き、マニュアル

等を参照するものとする。

(会議の設置)

第5条 事業を推進するため、法第106条の6第1項に規定する支援会議を設置する。

2 この支援会議を、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第9条第1項に規定する支援会議、孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）第15条第1項に規定する孤独・孤立対策地域協議会及びひきこもり支援を目的とした連絡協議会として活用できるものとする。

(支援会議の所掌事務)

第6条 支援会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援対象者等の支援プランの適切性の協議
- (2) 前号に規定するプランのモニタリング及び終結時等の評価
- (3) 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
- (4) 支援対象者等に対する支援を図るために必要な情報の交換
- (5) 支援対象者等が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討
- (6) その他支援会議の設置目的を達成するために必要と認められる事項

(支援会議の会長)

第7条 支援会議に会長を置く。

- 2 会長は、福祉部生活福祉課長をもって充てる。
- 3 会長は、支援会議を代表し、会務を総理する。

(支援会議の構成員)

第8条 支援会議の構成員は、別表に掲げる組織に属する者とする。

(支援会議の開催)

第9条 支援会議は、会長が構成員のうち必要があると認める者を招集し、開催す

る。

- 2 会長は、支援に対する同意が得られない場合であって、第6条に掲げる事項を実施するときは、法第106条の6第3項の規定に基づき、支援会議を開催できる。

(意見の聴取等)

第10条 会長は、第5条に掲げる事項を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の聴取その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、弁護士、行政書士、社会福祉士等の第三者の専門職を会議に招へいし、意見や助言を求めることができる。

(守秘義務)

第11条 第9条第2項の規定に基づき支援会議を開催する場合、当該会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該会議で知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第12条 支援会議の庶務は、福祉部生活福祉課地域福祉係が処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

第3条第1号から第7号に掲げる事業の実施機関
稲城市市長部局
稲城市消防署
稲城市教育委員会
稲城市関係各課（上記以外の者）
介護保険サービス提供事業所
障害福祉サービス提供事業所
保育所・幼稚園等
児童相談所
稲城市社会福祉協議会（上記以外の者）
保健所
医療機関
小学校・中学校
民生・児童委員協議会
自治会・管理組合
その他市長が必要と認める組織